

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
なべづる園工賃支給要綱

一部改正（平成27年12月25日・平成28年 1月22日・令和2年4月6日）

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が経営する就労継続支援（B型）事業所なべづる園（以下「本園」という。）の利用者に対して支給する工賃等について、必要な事項を定めるものとする。

（支給方法）

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、金銭によりその全額を支給するものとする。ただし、利用者の要請に基づき、支給される額の一部を控除し、あるいは利用者個別の指定口座に振り込むことができる。

（計算期間及び支給日）

第3条 工賃は、計算期間を月の1日から末日までとし、翌月の25日（当日が休園日等にあたるときは、その日の前において、その日にもっとも近い休園日等以外の日）に支給する。

（財源）

第4条 工賃は、生産活動等にかかる就労支援事業収入（以下「事業収入」という。）から、生産活動等にかかる事業に必要な経費等を控除した額を支給の財源とする。

2 生産活動等にかかる事業収入には、本園職員が創出したものを含むものとする。

3 生産活動等にかかる事業に必要な経費とは、次のものをいう。

(1) 原材料費及び製品の仕入れに関わる経費

(2) 販売費及び一般管理費

4 前項第2号の一般管理費は、電気、ガス、上下水道、暖房用燃料、公用車燃料、電話、ファックス、IT通信の利用に関わる経費で、就労支援事業のうち施設運営事業に関わる経費を除いたものをいう。

（総支給額の決定）

第5条 利用者工賃の各月の総支給額は、前年度及び当該年度の収益実績を勘案して決定する。

（工賃）

第6条 工賃は、基本工賃と作業区分工賃で構成される。

2 工賃は日額とし、携わる生産活動等の作業の種類、作業の工程により定める。

3 基本工賃の日額は、前年度及び当該年度の収益実績のうち、土鈴生産活動関連を除く作業の収益実績を勘案して決定する。ただし、施設外就労に参加しない利用者の基本工賃の

日額は、参加する利用者の基本工賃の日額の半額とする。

- 4 作業区分工賃の日額は、土鈴生産活動関連の作業の種類、作業の工程により別に定める（別表1）。
- 5 工賃の支給額は、3項及び4項に定める日額に当該生産活動等に従事した日数を乗じて得た額とする。ただし、臨時営業日の活動は、収益活動と認められる日に限り本項の対象とする。
- 6 4項に定める作業の種類、作業の工程は、就労支援計画において個別に適用し、定期的に評価、見直等を実施する。
- 7 本条により算出した当該月の工賃総額に対し、第5条により決定した総支給額に過不足が生じる場合には、日額に一定の率を乗じて過不足額が最小になるよう調整した額を工賃の日額とする。

（臨時営業日の手当）

第7条 臨時営業日に本園の生産活動等や地域行事への出店等に従事した利用者に対し、臨時営業日手当を支給することができる。

- 2 前項の手当は、従事する生産活動等の時間により別に定める（別表2）。
- 3 計算期間及び支給日は、第3条による。

（特別手当）

第8条 特別手当は、本園の休業日にスポーツ大会やレクリエーション活動、地域交流活動への参加等、生産活動以外の活動に参加した場合に支給することができる。

- 2 特別手当の算出は、前条第2項を準用する。
- 3 計算期間及び支給日は、第3条による。

（積立金）

第9条 将来にわたり安定的に工賃を支給するため、または安定的かつ円滑に生産活動を継続させるため、生産活動にかかる収益の中から、次の各号に定める積立金を積み立てることができる。なお積立金は、当該年度の利用者工賃の総支給額が、前年度の支給総額を上回る場合に限り積み立てることができるものとする。

(1) 工賃変動積立金

(2) 設備等整備積立金

- 2 工賃変動積立金は、当該年度において、工賃総支給額の過去3年間の平均額の10%を限度として積み立てることができる。なお、工賃変動積立金の合計額は、工賃総支給額の過去3年間の平均額の50%を超えてはならない。
- 3 設備等整備積立金は、当該年度において、生産活動にかかる事業収入の10%を限度として積み立てることができる。なお、設備等整備積立金の合計額は、生産活動にかかる事業に供するために取得した当該年度において現存する資産の取得価格の75%を超えてはならない。

（積立金の取崩し）

第10条 前条の積立金は、本会会長が必要と認めるとき、これを取り崩すことができるとともに、前条の目的達成のために使途できるものとする。

(奨励金)

第11条 利用者の就労意欲を助長するため、奨励金を設けることができる。

2 奨励金は、基本額と作業区分額の2種類とする。

3 奨励金は、冬期が12月、春期が3月の、それぞれ25日（当日が休園日等に当たるときは、その日の前において、その日にもっとも近い休園日等以外の日。）に支給することができる。

4 奨励金の支給額は、当該年度の収益実績を勘案し当該期間の総支給額を決定し、基本額と作業区分額に按分して支給する。

(1) 基本額と作業区分額の按分率は別に定める（別表3）。

(2) 基本額は奨励金の総支給額から算出した定額とし、冬期、春期に就労支援計画があり、かつ就労実績のある者全員を対象とする。

(3) 作業区分額は、各期間に支給された工賃の総支給額を基に、当該利用者の工賃総額の割合を指数として按分した額とする。

尚、奨励金総支給額に過不足を生じる場合には、過不足が最小になるよう同率の指数により調整する。これは前号の場合も同様とする。

5 奨励金の各期間は、冬期にあつては3月1日から11月30日、春期にあつては12月1日から2月末日までとする。

(情報開示)

第12条 工賃の支給にかかる必要な事項については、利用者の求めに応じ情報開示を行わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、利用者に対して支給する工賃等に関して必要な事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

この要綱の第11条第5項の各期間の夏期については、平成27年3月1日から適用する。

第7条第2項の（別表2）は平成27年7月1日から適用する。

附 則（令和2年4月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表1（第6条関係）

就労支援計画表 兼工賃算出表

決裁	園長	サービス管理 責任者	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成 指導員	担当	摘要
							支援計画 を策定いたしたく

利用者氏名		工賃日額	0	工賃月額	0
-------	--	------	---	------	---

作業種類	記号	作業内容	作業額(円)	個人作業額
土 鈴	仕上げ	1 ラベル作業	70 ~ 50	
		2 紐付け作業	100 ~ 50	
		3 ビニール入れ作業	100 ~ 50	
		4 箱入れ作業	200 ~ 50	
		5 その他仕上げ作業	350 ~ 30	
	絵付け	6 筆による人形の目、模様などの絵付け	300	
		7 干支土鈴などの口や鼻、棒による目などの絵付け	300	
		8 どぶづけ、べた塗りなどの絵付け	300 ~ 100	
	成形	9 大内人形、ひな人形などの成形	200	
		10 個別受注人形などの成形	300 ~ 200	
		11 干支土鈴などの成形	200	
		12 干支土鈴などの成形確認	200	
	個別作業	13 石膏型づくり	500	
		14 紐結び	100	
		15 玉づくり	150	
		16 土鈴削り	100 ~ 70	
		17 石膏型拭き	150 ~ 100	
		18 土鈴拭き	100 ~ 50	
		19 窯入れ、窯出し	100	
		20 攪拌機への粘土入れ	150	
		21 その他（清掃・片付け）	150	
	さをり織り	22 糸かけ	100	
		23 縦糸通し	100	
		24 さをり織りの作業	100 ~ 50	
		25 準備・片付けなどの作業	180 ~ 100	

基本工賃	土鈴生産活動を除く施設外就労活動などすべての作業	280 ~ 140	
利用年数減算係数	利用1年目=0.7 利用2年目=0.8 利用3年目=0.9	0.9 ~ 0.7	

別表 2 (第 7 条関係)

臨時営業日手当

平成 2 7 年 7 月 1 日

生産活動等の時間	臨時営業日手当
2 時間以内	前年度平均時間額に 3 を乗じて得た額の二分の一
2 時間を超えるもの	前年度平均時間額に 5 を乗じて得た額の二分の一

別表 3 (第 1 1 条関係)

奨励金 基本額と作業区分額の按分率

平成 2 7 年 4 月 1 日

総支給額	基本額	作業区分額
当該年度の収益実績より算出	総支給額の 5 0 %	総支給額から基本額を控除した額
当該期間の延べ日数 (日)	日数 (実績)	期間率
	7 5 % 以上	1 0 0
	5 0 % 以上 7 5 % 未満	7 0
	2 5 % 以上 5 0 % 未満	5 0
	1 0 % 以上 2 5 % 未満	3 0
	1 0 % 未満	1 0